



財 第 1 1 7 1 号
令和 8 年 9 月 7 日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和 9 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 9 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 大橋
内線 2262

第1 本県の財政状況

1 令和8年度の財政状況

- 歳入面では、県税と地方譲与税について、企業収益の増加による法人二税の増収や、円安などによる輸入額の増加に伴う地方消費税の増収が見込まれることから、現時点で当初予算に対して、増収が期待できる。
- 一方、歳出面では、中東情勢の影響等への対応や、激甚化・頻発化している自然災害への対応など、年度後半に追加の財政需要が生じる可能性があり、慎重な財政運営を行っていかなければならない。

2 令和9年度の財政見通し

- 県税と地方譲与税については、個人所得や企業収益の増加に伴い、個人県民税及び法人二税の増収が見込まれ、また、物価上昇等により地方消費税も増収が見込まれることから、令和8年度当初予算に対し、大幅な増収が期待できる。
- こうした税収増等に伴い地方交付税は減額となるほか、8年度当初予算編成で活用した臨時的な財源（税収増等による前年度からの財源活用）も減額となるが、歳入全体としては増額の見通しである。
- 歳出面では、介護・医療・児童関係費や教育施設の更新等の投資的経費、賃上げ・物価高騰への対応に係る経費等が増加する。
- 以上のことから、9年度は、現段階で概ね300億円の財源不足が見込まれている。

第2 予算編成方針

- 令和9年度当初予算では、「新かながわグランドデザイン実施計画」の最終年度として、計画に掲げるプロジェクトを着実に推進するため、デジタルの力を積極的に活用し、子ども・子育て支援の取組や県内経済・産業の活性化、共生社会実現への取組、安全で安心なまちづくりなど、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。
- 一方で、本県の財政状況は、当該年度の歳入だけでは歳出を賄えない状況が続いており、今後の財政運営を持続可能なものとするためにも、更なる歳入の確保と不断の事業見直しが求められる。
- このような基本認識のもと、9年度当初予算を編成するので、各局長は、以下に示す8つの視点を徹底して予算を要求すること。
- なお、9年度当初予算編成に当たっては、年度当初に知事選挙が行われることから、知事選挙後に判断すべき取組については、選挙後の補正予算で対応する。
- また、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- 限られた資源（予算・人・時間）で、複雑化・多様化する県民ニーズに対応した質の高いサービスを提供していくためには、徹底した施策・事業の見直しと資源の重点配分が必要となる。
- このため、特に、施策・事業の新設や拡充に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存施策・事業のこれまでの成果等も踏まえた上で、優先順位を見極め、廃止や休止を含めた見直しをしっかりと行うこと。
- また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。
- なお、継続する必要がある施策・事業については、デジタル技術や民間活力の積極的な活用などを検討し、より効果的・効率的な実施を図ること。

2 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、「新かながわグランドデザイン実施計画」における目標と施策の因果関係（ロジックモデル）を踏まえた上で、論理的に飛躍がなく検証可能な成果目標（アウトカム）を設定すること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標の達成度等をもとに、事業の成果や課題を分析し、その分析結果を当該事業に適切に反映すること。
- なお、「新かながわグランドデザイン評価報告書2025」における各プロジェクトの最終評価等で示された課題についても対応すること。

3 物価高騰等への対応

- 近年の物価高騰等が続く状況を踏まえ、行政サービスの水準を維持するとともに、事業者間における適切な価格転嫁を促進するため、直近の実勢価格を反映して必要な経費を見積ること。
- なお、通常の要求枠・要求限度額に加えて「物価高騰対応枠（限度額）」を設けたので、これを活用すること。
- このほか、県単独補助金の補助単価等の見直しについても、予算編成過程を通じて適宜調整する。

4 政策レビュー対象事業の精査

- 政策レビュー対象事業は、知事ヒアリングの場や結果通知等で示された課題を解決するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、事業内容等を精査の上、要求すること。

5 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に反映すること。また、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働き

かけること。

6 歳入の確保

- 歳入確保に向けた情報収集や国への働きかけを徹底すること。
- 特に、国庫補助金については、引き続き、情報収集に努めるとともに、活用漏れがないかという視点で再点検を行うこと。
- また、寄附金の確保や民間資金の活用等にも積極的に取り組むこと。
- さらに、受益者負担の原則に則り、使用料・手数料の新設や見直しについても、適切に検討すること。

7 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

8 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和9年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- 細部については、別途通知する「令和9年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。